

社員の懲戒処分について

令和5年5月30日
阪神高速技術株式会社

この度、弊社社員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1. 懲戒処分の内容
減給（1名）（令和5年5月30日付け）
2. 懲戒処分の理由
服務規律に違反する行為があったため

弊社といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

以上